

◎騒音規制法に定める特定施設・・・騒音規制法施行令別表第1

施設名	備考
1 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーミングマシン	
リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ タンブラー	
ル 切断機	といしを用いるものに限る。
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。 気ほうコンクリートプラントを除く。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。
6 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
7 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ハ 碎木機	
ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ホ 丸のご盤	
ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
8 抄紙機	
9 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機	
11 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

◎振動規制法に定める特定施設・・・振動規制法施行令別表第1

施設名	備考
1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ 機械プレス	
ハ せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。
ニ 鍛造機	
ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る
2 圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。
コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
7 印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
8 ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳造型機	ジヨルト式のものに限る。

◎北海道公害防止条例に定める騒音発生施設・・・北海道公害防止条例施行規則別表第4

施設名	備考
1 金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上であること。
(2) 製缶機械	
(3) ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
(4) 液圧プレス	矯正プレスを除く。
(5) 機械プレス	呼び加圧能力が 30 重量トン以上であること。
(6) せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
(7) 鍛造機	
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
3 窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
4 建設用資材の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上であること。 気ほうコンクリートプラントを除く。
(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg 以上であること。
5 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
6 木材の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) ドラムバーカー	
(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
(3) 碎木機	
(4) 帯のご盤	原動機の定格出力が製材用のものにあつては 15kW 以上、
(5) 丸のご盤	木工用のものにあつては 2.25kW 以上であること。
(6) かな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
7 抄紙機	
8 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
9 合成樹脂用射出成型機	
10 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

◎北海道公害防止条例に定める振動発生施設・・・北海道公害防止条例施行規則別表第5

施設名	備考
1 金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) 液圧プレス	矯正プレスを除く。
(2) 機械プレス	
(3) せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上であること。
(4) 鍛造機	
(5) ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上であること。
2 圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
3 遠心分離機	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
4 窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
5 織機	原動機を用いるものであること。
6 コンクリート製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.9kW 以上であること。
(2) コンクリート管製造機	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上であること。
(3) コンクリート柱製造機	
(4) コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上であること。 気ほうコンクリートプラントを除く。
7 木材加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) ドラムバーカー	
(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
8 印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
9 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	原動機の定格出力が 30kW 以上であること。 カレンダーロール機を除く。
10 合成樹脂用射出成型機	
11 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

◎岩見沢市公害防止条例に定める特定施設・・・岩見沢市公害防止条例施行規則別表第1

(1) ばい煙発生施設

施設名	備考
1 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気を使用するもの及びいおう分の含有率が体積比0.5%以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。）	燃料の燃焼能力が、重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満のもの
2 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（熱源として電気のみを使用するもの及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）	すべてのもの
3 給湯炉（熱源とし電気のみを使用するもの及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）	バーナの燃焼能力が1時間当たり、20リットル以上のもの

(2) 粉じん発生施設

種類	備考
1 コンクリート製品の作業場（製品置場と併用のものを含み、屋内作業場は除く。）	面積が1,000平方メートル以上であること
2 製綿機（古綿打直しも含む。）	すべてのもの

(3) 汚水、廃液排出施設

種類	備考
1 車両の整備、洗車及び給油の用に供するもの （洗車施設は自動式以外のもの）	（1）酸又はアルカリ洗浄施設 （2）洗車施設 （3）電気メッキ施設 （4）塗装水洗ブース
2 その他の産業の用に供するもの	（1）公衆浴場（公衆浴場法「昭和23年法律第139号」第1条に規定する公衆浴場） （2）工場、事業場等から排出される水の共同処理施設

下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場に接続する公共下水道に排出するものを除く。

(4) 騒音発生施設

種類	備考
1 冷凍機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの（同一敷地内において2機以上設置する場合は、その合算したワット数とする。）